

役員等の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人風舎の定款第23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、評議員、苦情対応第三者委員及び評議員選任・退任委員をいう。及び評議員等を言う。

(報酬等の支給及び額)

第3条 役員等の報酬等の額は、次のとおりとする。

(1) 常勤役員等については、報酬及び通勤手当を支給する。ただし、常勤役員等が施設職員を兼務している場合は、職員給与規程に基づき給与を支払うこととし、報酬等は支給しない。

(2) 非常勤役員等については、報酬等を支給しないこととし、法人業務を行う場合は別表1のとおり費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(3) 前号にかかわらず、監事のうち税理士の資格を有する監事については、別表2により報酬等を支払うことができる。

2 役員等が会議等に出席した場合は、別に定める職員旅費規定程に基づき、費用弁償として交通費の実費を支給する。

3 常勤役員等が施設職員を兼務している場合は、職員給与規程に基づき給与を支払うこととし、報酬は支給しない。

4 役員等がその職務のために出張した場合は、別に定める職員旅費規程に基づき旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 理事長及び常勤役員に対する報酬等の支給時期は、毎月21日とする。

ただしその日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日とする。

2 前条第1項第2号、第3号及び第2項の規定により支給する報酬等は、会議の都度支払うものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月17日の定時評議員会議決後から施行する。
- 2 (平成30年5月9日 評議員会 議案第3号)
この規程は、平成30年5月1日から施行する。

別表1 非常勤役員等の法人業務執行時の費用弁償額

名 称		費用弁償額	業務内容
理 事	1 日	5,000円	理事会及び理事会以外の法人業務
監 事	1 日	5,000円	理事会、評議員会、監事監査 上記以外の法人業務
評議員	1 日	5,000円	評議員会及び評議員会以外の法人業務
苦情対応第三者委員	1 日	5,000円	理事会（任意）及び苦情対応 関係
評議員選任・退任委員	1 日	5,000円	評議員選任・退任委員会

別表2 理事長法人業務報酬額

名 称		報酬額	業務内容
理 事 長	1 時間	2,500円	理事会・評議員会等定期会議 以外の法人業務

別表3 常勤役員等の報酬等

名 称		報酬額	業務内容
常勤理事	1 月		法人業務全般

役員等報酬規程

社会福祉法人 風舎